

# 西尾市行政改革 第2次実行計画（第12号）

平成12年3月21日決定

## 補助金の見直しについて

### 1 現況と課題

補助金は、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものである。

平成11年度当初予算額における補助金は、124事業、13億215万円（表1）で、国、県から負担されるものを除いた西尾市負担分は、約10億7千万円となっている。

補助金は、積極的な支出として投資的な側面を持ち合わせているが、この投資に対する効果を適正に評価することを怠ると、固定化し、既得権化するおそれがある。同時に、団体は補助金に依存し、団体自身の自立性、自主性を阻害するという悪循環に陥りやすい傾向も有している。

補助金の見直しについては、過去に2回、行政改革の検討課題に取り上げられ、一律の削減を図ってきたものの、抜本的な課題の解決に至っていないのが現状である。西尾市がどこまでの義務や責任を負うべきであるのか、市が関わるべき領域の再点検を行う必要がある。

### 2 基本方針

#### （1）終期の設定…サンセット方式の導入

ア 補助金の交付期間は、最長5年とする。

イ 既存の補助金で5年を経過したものは、廃止の対象とする。

ウ 引き続き交付する必要がある場合は、新設と同様の手続きにより、交付の適否を検討する。

#### （2）評価制度の導入

補助金の交付に際し、別に定めるチェックシートを用いて評価する。

#### （3）スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規の補助金を設ける場合は、既存の補助金の整理を図る。また、類似補助金の統廃合も推進する。

### 3 分類

#### (1) 形態による分類

- ア 国県協調補助金...国や県と協調して交付する補助金
- イ 市単独補助金...国県協調補助金以外のもの

#### (2) 期間による分類

- ア 臨時的補助金...イベント、大会の開催など単年度で完了する事業に対する補助金
- イ 継続的補助金...2か年以上にわたり継続する事業に対する補助金

#### (3) 目的・性格による分類

- ア 団体運営費補助金...公益上必要と認められる団体の運営を支援するための補助金
- イ 事業費補助金...特定の事業を奨励、支援するための補助金
- ウ 施設等建設・維持補助金...公益上必要と認められる施設の建設又は維持管理及び文化財等を保全するための補助金
- エ 人件費補助金...市の関係団体の人件費に対する補助金
- オ 利子補給金...制度融資などに伴う利子補給のための補助金
- カ 個人給付補助金...個人に給付される補助金

形	国県協調補助金	法令等で負担割合が決まっているもの
		市が上乗せしている部分
態		市単独補助金
期		臨時的補助金
		継続的補助金
目 的 ・ 性 格		団体運営費補助金
		事業費補助金
		施設等建設 維持補助金
		人件費補助金
		利子補給金
		個人給付補助金

### 4 見直しの基準

#### (1) 共通事項

- ア 社会情勢の変化により補助目的は適切か。
- イ 本来、市が補助すべきものであるか。
- ウ 補助対象となっている経費の使途が明確であるか。
- エ 会計処理及び実績報告が正確に行われているか。

(2) 個別事項

ア 団体運営費補助金

(ア) 年間 10 万円以下の少額補助金は廃止する。

(イ) 繰越金が補助金の額を上回っている場合は、当該年度の補助金の交付を休止とする。概算払いをしている場合は翌年度分を休止とする。

(ウ) 団体の総予算に食糧費及び旅費の占める割合が 30%を超える場合は、当該年度の補助金の交付を休止とする。概算払いをしている場合は翌年度分を休止とする。

(エ) 団体運営費補助金は、事業対象を明確にし、事業費補助金に切り替えるよう努める。

イ 団体運営費補助金、事業費補助金、施設等建設・維持補助金及び個人給付補助金についての補助率は、原則として補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。

ウ 人件費補助金

(ア) 都市施設管理協会の市職員 O B 等の給料に対する補助金は、同協会の給料等の取扱基準中「若年嘱託 7 年超の給料」を適用し、補助金の額を算定する。

(イ) 都市施設管理協会以外の市関係団体も同様とする。

エ 国県協調補助金で法令又はこれに基づく要綱等により本市の義務負担割合が決定しており、本市のみの裁量で見直しができないものは、この基準を適用しない。

オ 臨時的補助金は、当該事業を精査し個別に決定することとし、この基準を適用しない。

(3) その他

ア 県の補助金が削減される中、安易に市が削減分を上乗せ補助しないものとする。

イ 市担当者が団体の事務局を兼ねている場合がある。この場合、補助金交付決定と補助金交付申請の事務を同一人が行うこととなり、不適切といえる。団体の自立を促進する観点からも、団体の事務を取り扱わないことが適当である。

5 実施時期

平成 13 年度から実施。ただし、現行の補助金については、平成 12 年度にこの基準により見直しを行う。

## 6 参考

### (1) 補助金を新設する場合の手続き

補助金を新設する際、決裁に添付する書類等は次のとおりとする。

#### ア 補助金交付要綱

要綱で次の項目を明確にしておくこと。

- (ア) 補助目的
- (イ) 補助対象経費及び補助率
- (ウ) 補助期間(最長5年)

#### イ 期待される効果

- (ア) 補助金を交付することにより、期待される効果を具体的に記載すること。
- (イ) 数値化できるものは、目標数値を記載する。
- (ウ) 補助期間経過後、効果及び目標数値について、達成できたかどうかの検証を行うこと。

#### ウ 参考資料

- (ア) 近隣市町の状況
- (イ) 先進的な事例

### (2) 補助金見直し基準チェックシート——別紙

# 補助金見直し基準チェックシート

担当課名 \_\_\_\_\_

補助金の名称							
補助事業の概要及び交付先							
予 算	款		項		目		大 事 業 名 (中事業名)
補助金の額	平成12年度当初		円	平成11年度決算			円
分 類	形態による分類	ア 国県協調補助金		イ 市単独補助金			
	期間による分類	ア 臨時的補助金		イ 継続的補助金			
	目的・性格による分類	ア 団体運営費補助金 イ 事業費補助金 ウ 施設等建設・維持補助金 エ 人件費補助金 オ 利子補給金 カ 個人給付補助金					
交付期間	昭 和 平 成 年から交付  平成8年度以前から交付しているものは、平成12年度限りで廃止。 引き続き交付する必要がある場合は、新設と同様の手続きを行う。						
見直し基準 1 共通事項	ア 社会情勢の変化により補助目的は適切か。 適切 ・ 不適切  イ 本来市が補助すべきものであるか。 補助すべきもの ・ 補助すべきでないもの						

	<p>ウ 補助対象となっている経費の使途は明確であるか。          明確 ・ 不明確</p> <p><u>確認方法</u></p> <p>エ 会計処理及び実績報告が正確に行われているか。          適切 ・ 不適切</p> <p>実績報告書受理日                      年      月      日</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 団体運営費補助金</p>	<p>ア 少額補助金であるか。          年間10万円超      ・      年間10万円以下</p> <p>イ 繰越金が補助金の額を上回っていないか。          上回っている      ・      上回っていない</p> <p>ウ 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えていないか。          超えている      ・      超えていない</p>
<p>(2) 団体運営費補助金          事業費補助金          施設等建設・維持          補助金          個人給付補助金</p>	<p>ア 補助対象経費の3分の1以内であるか。          3分の1以内である      ・      3分の1以上である</p> <p>補助対象経費の額                      _____ 円</p>
<p>(3) 人件費補助金</p>	<p>積算内訳</p>
<p>担当者名</p>	<p>内線</p>

表 1 款項別補助金一覧

平成 11 年度当初予算ベース

款	項	件数	予算額千円
1 議会費	1 議会費	1	1,680
2 総務費	1 総務管理費	9	81,295
	5 統計調査費	1	468
3 民生費	1 社会福祉費	14	255,867
	2 児童福祉費	3	59,149
4 衛生費	1 保健衛生費	5	17,589
	2 清掃費	2	11,480
5 労働費	1 労働諸費	6	25,914
6 農林水産業費	1 農業費	20	102,017
	2 林業費	1	15
	3 水産業費	1	200
	4 土地改良費	2	165,762
7 商工費	1 商工費	17	193,895
8 土木費	5 都市計画費	5	245,576
	6 住宅費	1	625
9 消防費	1 消防費	3	479
10 教育費	1 教育総務費	5	11,179
	4 幼稚園費	1	6,981
	5 社会教育費	19	72,724
	6 保健体育費	8	49,255
合計		124	1,302,150